

日本学校歯科医会ガバナンス

(基本的な考え方)

日本学校歯科医会（以下「日学歯」という。）は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び当会制定の諸規則を遵守し、公正で規律あるガバナンスを構築し、持続的な発展及び長期的な組織の価値向上を目指す。日学歯は、良心に基づいた誠実な行動と公明正大な会務運営を常に心がけ、会員との信頼関係を強化していくことを大切に、健全で透明性が高く、かつ会務運営環境変化に迅速に対応できる組織体制を構築する。

(基本方針)

1. 法人法等に基づいた適正な機関運営

日学歯は、法人法及び諸規則に基づき、総会、理事会・理事及び監事の諸機関を適正に機能させ、当会の定款に定める目的を達成するものとする。

2. 会員の権利・公正の確保

日学歯は、会員がその権利を適切に行使することができる環境を整備する。

3. 公正な情報開示と透明性の確保

日学歯は、法令に基づく開示以外にも関係各位にとって必要と認められる情報については、ホームページや会報等で積極的に開示を行う。

4. 総会運営

日学歯は、最高意思決定機関として、会員の中から選出された代表会員で構成する総会を行う。

5. 理事会の責務

理事会は、その責任を果たすため、会務全般に対する監督機能を発揮して会務の公正性・透明性を確保するとともに、当会が直面するリスクの評価及び対応策の策定等を通じて当会のために最善の意思決定を行う。

理事は、会員との信頼関係強化を図るとともに、受託者としての責任・説明責任を踏まえ、当会の業務を執行し、また理事会での業務執行の決定に参加する。

6. 監事の監査実効性

日学歯は、監事の監査が実効的に行われることを確保するために、監事への報告体制や専門家との連携体制等の充実を図る。

7. 事務局体制の強化

事務局は、役員との連絡を密にするとともに、相互牽制機能を構築し、業務の適正化と効率化を図る。

8. 加盟団体との対話指針

- (1) 加盟団体長会や総会を通して関係を強化する
- (2) 日学歯と加盟団体及び加盟団体間の情報共有を図る
- (3) 研修会や講演会への積極的な援助や講師派遣を行う

9. 加盟団体以外の以下の関係団体等との適切な連携と協働

- (1) (公社) 日本歯科医師会・日本歯科医師連盟
- (2) (公財) 日本学校保健会
- (3) 文部科学省・厚生労働省
- (4) 全国歯科大学・各種学会
- (5) 学校歯科関係団体・企業

以上、平成29年11月15日開催の理事会にて、全員賛成を以て決議する。

*協働とは

様々な主体が、主体的、自発的に共通の活動領域において、相互の立場や特性を認識・尊重しながら共通の目的を達成するために協力することをいう